

耐震補助事業のよくある質問と回答

耐震診断とは？

対象となる建物は昭和56年5月31日以前に建てられた、いわゆる旧耐震基準で建てられた建物となります。専門の技術者があなたのおうちを現地調査して、構造計算プログラムにより大地震に対する安全性を「評点」という数値で評価することです。



阪神・淡路大震災において倒壊した木造住宅の大半は、旧耐震基準で建築されたものであり、また、死者の大半は、家屋の倒壊などによる窒息・圧死でした。

耐震設計とは？

耐震診断の結果、耐震性が不十分の場合に評点が1.0以上となる補強計画を作ることです。

工事監理とは？

耐震改修工事が補強計画の通りに進められているか工事監理者がチェックすることです。

耐震改修とは？

耐震設計に基づき、補強工事を行うことです。

補助を受ける際の耐震診断・設計・監理を行う建築士は？

次の条件全てに該当するもの

- ①建築士
一級建築士、二級建築士または木造建築士
- ②神奈川県主催の「木造住宅耐震実務講習」（技術者向け）を修了した者又は、（一財）日本建築防災協会主催の「木造耐震診断資格者講習」等を修了した者

減税制度は？

耐震改修工事を行うことで所得税・固定資産税の減税があります。

※詳しくは、小田原税務署（所得税）または資産税課（固定資産税）にお問い合わせ下さい。

緊急輸送路とは？

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線です。

段階的な改修とは？

段階的な改修と補助のイメージ

区分		工事内容	補助額
初回改修	評価型	・住宅全体の構造評点を0.7以上とする 	上限75万円
	階別型	・2階建て住宅の1階部分の構造評点1.0以上とする 	改修工事費65万円＋ 設計・工事監理費10万円
2回目改修	評定型・階別型	・住宅全体の構造評点を1.0以上とする 	全体上限額と初回補助金額との差額 全体上限額は従来型と同額の100万円 (改修工事費85万円＋ 設計・工事監理費15万円)